

令和2年度第3回登別市教育委員会会議録

日 時 令和2年7月30日（木）午後4時30分

場 所 登別市民会館 小会議室

第3回 教育委員会議事日程

1 日 時 令和2年7月30日（木）午後4時30分

2 場 所 登別市民会館 小会議室

3 議 案

報告第7号 教育委員会事務局職員の人事異動発令に係る臨時代理について
報告第8号 市議会臨時会提出議案に関する意見に係る臨時代理について
報告第9号 登別市重大事案対策委員会委員の委嘱に係る臨時代理について
議案第8号 登別市公民館条例施行規則の一部改正について
議案第9号 登別市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

4 情報提供等

- (1) 登別市重大事案対策委員会の開催について
- (2) 携帯電話やスマートフォン等についてのアンケート結果について

5 出席者

(教育委員会4名)

教育長	武田 博	委員	赤井 秀輝
委員	堅田 裕	委員	上村 正人

(事務局10名)

教育部長	堀井 貴之	教育部参与	中島 英治
教育部次長	近藤 正嗣	総務グループ建築主幹	逢坂 義人
学校教育グループ総括主幹	笠井 康之	学務主幹	小野島 晶
社会教育グループ総括主幹	重山 大介	文化・文化財主幹	菅野 修広
学校給食センター長	山本 直人	総務グループ主査	相馬 淑香

○**武田教育長**：それでは、本日の委員会は、木村委員さんが所要のため欠席されておりますが4名出席されておりますので、有効に成立していることをご報告いたします。

これより、令和2年度第3回教育委員会を開催します。

本日の議事は、報告3件、議案2件になります。

それでは、早速議事に入ります。

○**武田教育長**：報告第7号「教育委員会事務局職員の人事異動発令に係る臨時代理について」事務局から説明をお願いします。

○**近藤教育部次長**：報告第7号は、「教育委員会事務局職員の人事異動発令に係る臨時代理について」であります。議案書の1ページをご覧ください。

6月22日に市内中学校生徒が亡くなった事案をいじめ防止対策推進法に規定する重大事態にあたるものとして、先の委員会において登別市重大事案対策委員会に諮問することと決定したところであります。

今後、同委員会において調査・審議が行われることとなりますが、主として重大事案対策委員会の処務や同委員会の事務局を担う組織を、学校教育グループから独立させることにより、同委員会の業務に注力することができるようにするため、及び当該事案に関する調査等の公平性をより保つことができるようにするため、重大事案対策室を設置するものであります。

3ページをお開きください。

室長には事務取扱として中島教育部参与が、兼務発令として重大事案対策グループ総括主幹に笠井学校教育グループ総括主幹、主査には学校教育グループ林倉主査、担当員として社会教育グループの小野担当員、新規採用の三浦担当員、また、表には入っておりませんが、教育指導グループ会計年度任用職員の八田教育指導専門員がそれぞれ事務にあたることとして令和2年7月20日付けで発令しております。

この発令について登別市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1号の規定により、臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものであります。以上です。

○武田教育長：ただ今報告第7号について説明がありました。ご質疑ございませんか。

（「ありません」の声あり）

○武田教育長：それでは、報告第7号については、承認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○武田教育長：それでは、報告第7号については承認をいたします。

次に報告第8号「市議会臨時会提出議案に関する意見に係る臨時代理について」事務局から説明をお願いします。

○近藤教育部次長：議案書の4ページをお開きください。

令和2年度登別市一般会計補正予算（第6号）について、登別市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき臨時代理を行いましたので、その内容を報告し承認を求めるものでございます。

6ページから令和2年度登別市各会計補正予算書及び予算説明書一般会計第6号という資料になりますが、11ページをお開きください。

表の左側に教育費、教育総務費、指導教育研究費とありますが、この中の「いじめ重大事案対策委員会経費」について、当初予算では3回程度の開催を見込み、報酬日額5,500円と交通費を合わせ、97,000円の予算措置をしておりましたが、先の委員会で市内中学生が亡くなった事案について重大事案として登別市重大事案対策委員会への諮問を決定し、今後調査等を集中的に行うため、委員会の開催回数を増加したこと、また、報酬日額が5,500円から17,000円に増額する「条例の一部改定」があったことから、当該予算について1,125,000円を増額補正したものです。

この補正予算について、臨時代理を行いましたので、その内容を報告し承認を求めらるるものであります。以上です。

○**武田教育長**：ただ今報告第8号について説明がありました。ご質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

○**武田教育長**：それでは、報告第8号については、承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**武田教育長**：それでは、報告第8号については承認します。

次に報告第9号「登別市重大事案対策委員会委員の委嘱に係る臨時代理について」事務局から説明をお願いします。

○**笠井学校教育G総括主幹**：議案第9号「重大事案対策委員会委員の委嘱に係る臨時代理について」説明いたします。

議案書の12ページ及び13ページになります。

臨時代理の内容につきましては、13ページをご覧ください。

登別市重大事案対策委員会委員につきましては、5人以内で組織することとされており、4名の委員につきましては、教育、法律、精神保健、心理の分野から、すでに委嘱されております。

残りの1名の委員につきましては、教育委員会から重大事案対策委員会に諮問が行われる場合に、登別市重大事案対策委員会規則第3条の規定に基づき、登別市PTA連合会の役員である者から委嘱することとしております。

6月22日に発生した市内中学校生徒の死亡事案について、6月の定例教育委員会において重大事案対策委員会において諮問することについて議決をいただきました。登別市PTA連合会から推薦をいただいた皆川夏樹理事を委員に委嘱するにあたり、第1回の重大事案対策委員会が7月22日に開催されることから、委員の委嘱について緊急に処理する必要があり、委員会の会議を招集する暇(いとま)がなかったことから、登別市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定臨時代理を

行いましたので、同条第2項の規定により委員会に報告し、承認を求めるものであります。

皆川委員の任期は、委嘱の日（令和2年7月22日）から調査事項に関する調査審議が終了した日までとなっております。以上であります。

○**武田教育長**：ただ今報告第9号について説明がありました。ご質疑ございませんか。

（「ありません」の声あり）

○**武田教育長**：それでは、報告第9号については、承認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**武田教育長**：それでは、報告第9号については承認します。

次に、議案第8号「登別市公民館条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

○**重山社会教育G総括主幹**：議案の14ページになります。

本件につきましては、登別東町にあります登別公民館を、令和2年9月30日をもって廃止することに伴う、規則の改正になります。

改正の概要等につきましては、15ページに記載のとおりですが5月の第1回定例教育委員会においてご報告しておりました登別市公民館条例の改正について、6月の登別市議会第2回定例会において議決を受けましたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正の詳細につきましては、議案17ページ以降の新旧対照表のとおりとなっております。施行期日は、令和2年10月1日でございます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○**武田教育長**：ただ今議案第8号について説明がありました。ご質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

○**武田教育長**：それでは、議案第8号については承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**武田教育長**：それでは、議案第8号については承認します。

次に、議案第9号「登別市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を議題といたします。

○**近藤教育部次長**：議案第9号は「登別市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」であります。議案書の19ページをお開きください。

先ほど、報告第7号で「教育委員会事務局職員の人事異動発令に係る臨時代理について」承認いただきましたが、重大事案対策委員会の処務や同委員会の事務局を担う組織として、重大事案対策室を設置する旨を説明させていただきました。

21ページをお開きください。本議案では対策室の設置に伴い、「登別市教育委員会事務局組織規則」を新旧対照表のとおり所要の改正をするものであります。以上であります。

○**武田教育長**：ただ今議案第9号について、説明がありました。新たに重大事案対策室を設けるといふものであります。ご質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

○**武田教育長**：それでは、議案第9号については承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**武田教育長**：それでは、議案第9号については承認します。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

次に事務局から情報提供がございます。

はじめに、「登別市重大事案対策委員会の開催について」から説明することとなりますけれども、本件は、個人情報の取り扱いとなりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きにより公開しないこととしてよろしいかお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○**武田教育長**：それでは、非公開ということで続けさせていただきたいと思います。

会場の閉鎖をお願いします。

[会場閉鎖]

(非公開)

○**武田教育長**：それでは、非公開となっていることについては、これで終了させていただきたいと思います。

これより通常どおり公開にて議事を進行する事としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

○**武田教育長**：それでは、公開にて議事を進めます。

会場の閉鎖を解きます。

[会場開鎖]

次に情報提供 2 「携帯電話やスマートフォン等についてのアンケート結果について」説明をお願いします。

○**中島教育部参与**：携帯電話やスマートフォン等についてのアンケート結果について、情報提供いたします。

参考資料としまして、8 ページ以降に「ケータイ・スマホ 3 つのルール」をお付けしてあります。これは、平成 28 年 3 月に本市校長会・市 P 連・市教委の三者で話し合いを重ねて作成したもので、以後はこれをもとに児童生徒への指導、保護者への啓発を行っています。

それでは、資料の 2 ページをご覧ください。

例年 5 月に市内小中学校小 4 以上の児童生徒を対象に調査を実施しておりますが、今年度は休校期間中でしたので、6 月に実施いたしました。簡単ですが、結果の分析をいたしましたので、主な点についてお知らせいたします。

現在の通信機器は多機能・多用途のものが数多くございます。そのため、スマホや携帯、パソコン、タブレット、インターネット可能なゲーム機や音楽プレーヤーを含めて「自分専用のインターネット機器を持っているか」という質問としています。

まず、専用機器を持っている割合は、小 4 を除き全ての学年で増加しています。スマホ所持率は、小 5・小 6・中 1・中 3 で過去最高の数値、小 6 で初めて 40% を超え、中 3 は約 8 割に迫る勢いです。今年の特徴としましては、このデータにはないのですが、「SNS で情報を見る」と回答した児童生徒が小・中ともに増加していることです。SNS の正しい利用方法や危険性について早い段階で指導する必要性を強く感じます。

3 ページ、4 ページは、使用時間と使用時刻です。「ケータイ・スマホ 3 つのルール」の周知徹底を図ってきましたが、1 日の使用時間では、2 時間以上が小 6・中 1 で 4 割を超え、中 3 で初めて 5 割を超えました。昨年同様、中 3 ではおよそ 4 人に 1 人が 12 時以降も使用しています。中 3 になって急増することから、特にこの時期の指導を徹底する必要があります。

スマホ依存が脳に与える影響につきましては、5 月の定例教育委員会において、堅田委員様から資料を提供していただきましたけれども、スマホの過剰使用による成績

の低下、ゲーム依存が深刻化して健康を害する「ゲーム障害」、最近では「急性内斜視」が注目されるようになりました。これらの弊害を個別指導と家庭への啓発強化によって、強く伝えていく必要があります。

5 ページをご覧ください。

中3は約半数の家庭で「ルールがない」と答えています。

また、フィルタリングについては、学年が上がるにつれて「利用していない」と答える割合が増加しています。ルールづくりもフィルタリング設定も、親子での話し合いがなければ効果を発揮しません。

近年、SNS等を利用した犯罪が多発していること、SNS上で誹謗中傷を受けたという事案が数多く報道されていることなどを考えると、親名義の契約であっても親の責任でフィルタリングを設定することを繰り返し啓発していきます。

6 ページはトラブルありの割合、勉強や生活リズムへの影響についてです。

7 ページです。このような状況下で生活せざるを得ない子どもたちとその保護者に何としても伝えたいという思いで、「『SNS』との付き合い方を考えよう」という資料を小野島学務主幹が作成し、各学校には校長会議等を通じて、この資料を使用し、指導を徹底するようにお願いいたしました。

また、是非とも保護者や地域の皆様のお力添えをいただきたいという思いで、7月6日付けで市教委のホームページにも公開しております。以上でございます。

○武田教育長：ありがとうございました。情報提供2の説明が終わりました。

その他情報提供ありませんか。

それでは、情報提供が終わりましたので、情報提供に関してのご質疑等ございませんか。

○堅田教育委員：6ページのトラブルありのところで、現在中3のグラフで中2から中3になってトラブルが減ってるんですけども、これは何か解決したのか、使い方が上手くなったのか。

○**中島教育部参与**：両方あってほしいんですけども、大人になったのか、指導の成果もあるのかと、もちろん思っております。この学年だけでなく小4から小5が一気に増えている。これは問題ですけども。

全体的にそれほど急増してはいないのかなというところは、少しは喜ばしいと思っております。

○**武田教育長**：あと、何かあれば。

○**堅田教育委員**：この間、新聞にもちょっと載っていたんですけど、スマホを使うので若者の睡眠時間が1時間位長くなったというのが出ていたんです。

というのは、以前スマホがない状況では、若者は夜遊びに出て寝ないと。今は外に出ないので、スマホをいじっているうちに寝落ちしちゃう。それで結果的に睡眠時間が長くなっているということで、スマホが悪いばかりじゃないよね。という肯定的な意見も出ていました。あまりスマホを責めてもあれなんで、そういうアンケート結果が出ていたというお知らせです。

○**武田教育長**：今、国の方では学校への持込みを検討しているんですよ。

○**中島教育部参与**：検討し始めています。

○**武田教育長**：したわけではないですけど、持って帰ってきて不審者への対応だとか。

○**中島教育部参与**：大阪府が先行して実施していたり検討を進めていたりして、それに追随する形で文科省も検討を始めると。登下校中の安全確保というところが主になって論じられましたね。

○**武田教育長**：そういう意味では持つことが普通というか、持つことが認められつつあるということなんでしょうね。

その他ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○**武田教育長**：それでは、情報提供まで終わりました。これで会議を終了させていただきます。きたいと思います。

最後に8月の教育委員会の開催日について予定をしたいと思いますが、次回の開催日について、事務局の方で考えがあれば伝えていただきたいと思います。

○**近藤教育部次長**：8月の教育委員会につきましては、最終週の木曜日ですと27日となりますがいかがでしょうか。

○**武田教育長**：それでは、事務局より提案のありました8月27日木曜日で皆様のご都合はいかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

○**武田教育長**：それでは、8月の定例の教育委員会につきましては、8月27日木曜日16時30分から市民会館小会議室で開催をすることといたします。詳細につきましては後日事務局からお知らせをしてください。以上で本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

議事録の署名

教育長

委 員

委 員

委 員
